

## 【施策・事業の概要】

### ①「なら四季彩の庭」づくり

#### <現状と課題>

魅力あふれる資源が随所に存在する本県において、景観の重要な構成要素である植栽の現状をみると、必ずしもこれらの魅力が十分に活かしきれていないのが実状です。例えば、都市化が急速に進んだ地域では、田畑やため池などの植栽豊かな空間が少なくなり、やすらぎ空間が減少しています。また、植栽の整備・維持管理にかかる工夫や努力が不足していることなどによる道路、河川、里山等の景観阻害、歴史文化遺産や花の名所における木々の衰弱、繁茂などによる眺望景観の阻害など、地域の魅力が低下する事例が見受けられます。

このような現状を踏まえ、県内各地の特徴ある景観を有する一定の地域において、植栽景観を整えることにより、地域の持つ魅力を向上させ、次の世代に引き継いでいくことが求められます。

#### <目標>

県内各地の特徴ある景観を有する一定の地域を「小庭(エリア)」として、各々の植栽景観の計画・整備・活用を促進します。

#### <関連指標>

指標設定の趣旨	指標項目	現況値 H26	目標値 H32
歴史文化交流拠点としての奈良県の魅力度を評価する指標として活用	小庭(エリア)の整備着手数	36 エリア	51 エリア

#### <小施策・事業>

##### ①-1 奈良県植栽計画の推進

「奈良県植栽計画(「なら四季彩の庭」づくり)」に基づき、①奈良県全体を「一つの庭」と見立てた調和に配慮した庭づくり、②地域の景観資源を活かした庭づくり、③四季折々の彩りの庭づくり、④人が楽しむ庭づくり、⑤協働による庭づくり、の5つの方針のもと、計画的かつ継続的に植栽整備を推進します。

(事業例)

- 小庭(エリア)整備計画の推進(実施計画・施工・管理)
- がんばる市町村や団体等の支援・連携による事業推進
- 新たな小庭(エリア)の選定、事業化促進
- 普及啓発
  - ・事業成果の「見える化(ビフォー・アフター)」による情報発信
  - ・シンボルマークプレートの設置、情報誌の発行など

## ②歴史的景観の保全と活用

### <現状と課題>

本県は、世界に誇る多くの歴史文化遺産と豊かな自然環境に恵まれ、これらが一体となった歴史的風土と人々の営みとを調和させようとするたゆまない努力によって、美しい景観が守り育てられてきました。一方で、都市化の進行や生活様式の変化等により、本県固有の歴史的景観が失われつつあり、その保全が課題となっています。

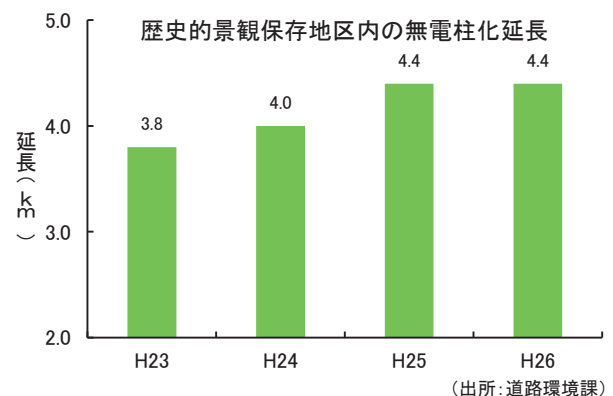
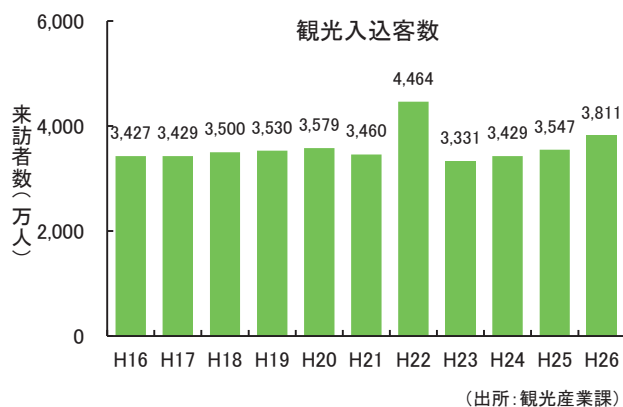
そのため、歴史文化遺産とその周辺地域を含めた景観を保全・再生することを基本とし、住環境の向上と観光資源としての魅力向上を図り、これらを魅力資源として観光立県、観光立国のために最大限活用する取り組みが求められます。

### <目標>

「日本のふるさと」としての奈良にふさわしい歴史的景観の保全・活用を目指します。

### <関連指標>

指標設定の趣旨	指標項目	現況値 H26	目標値 H32
歴史文化交流拠点としての奈良県の魅力度を評価する指標として活用	観光入込客数	3,811 万人	4,200 万人 (H31)
	歴史的景観保存地区内の無電柱化延長	4.4 km	4.8 km



## <小施策・事業>

### ②-1 歴史的景観の保全と活用

歴史文化遺産とその周辺地域を含めた景観を本県固有の歴史的景観として保全・活用することにより、国内外から注目される観光資源としての魅力向上を図るとともに、より快適な奈良らしい生活空間づくりを目指します。

(事業例)

- 奈良公園・周辺の魅力向上・環境改善
- 平城宮跡歴史公園の整備
- 世界遺産等の保全・活用
- 文化的景観・伝統的建造物群・名勝(庭園、橋梁)の保護の推進
- 県景観資産の登録・PR
- 歴史的風土特別保存地区内の土地買入・管理
- 歴史文化遺産とその周辺地域における無電柱化の推進
- 歴史的町並みに配慮した街路整備
- 歴史的町並み・町家等の保全・活用
- 「巡る奈良」滞在周遊型観光の推進

### ③田園・里山景観の形成と活用

#### <現状と課題>

美しい田園・里山景観は、それらを構成する田畑や森林、ため池などが手入れされることで、守り育まれてきましたが、近年は、過疎・高齢化や生活様式の変化などによる耕作放棄地や手入れされない森林の増加等に伴い、これらの景観の美しさが損なわれつつあります。

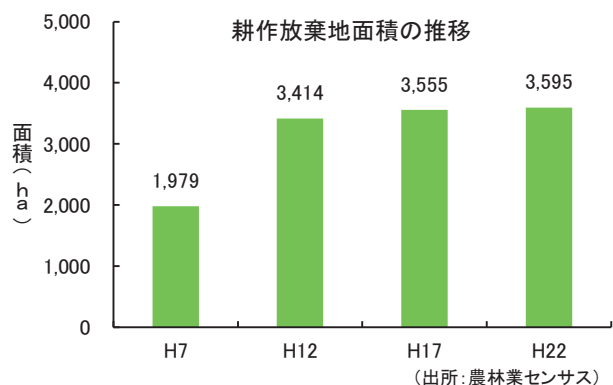
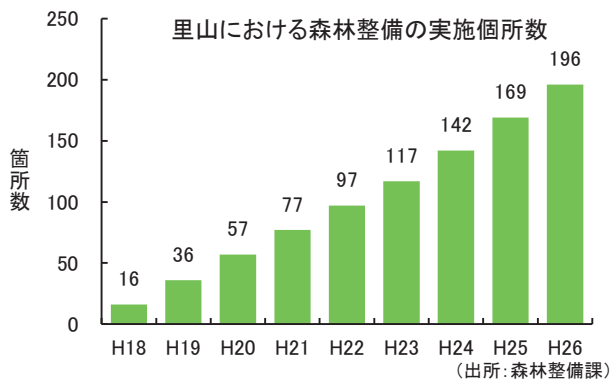
そのため、地域の田園や里山を、あらためて地域活性化のための資源と捉え、これらの整備・活用を通じた奈良らしい景観づくりを進める必要があります。

#### <目標>

地域と連携・協働して、田園・里山を守り、育む取り組みを推進します。

#### <関連指標>

指標設定の趣旨	指標項目	現況値 H26	目標値 H32
里山の景観を守る取り組みを評価する指標として活用	里山における森林整備の実施箇所数	196 箇所	320 箇所



## <小施策・事業>

### ③-1 田園・里山景観の形成

美しい田園風景を維持・形成するため、優良農地の保全を図るとともに、新規参入者の就農や意欲ある担い手の育成を図ります。また、放置され荒廃した里山等において、森林の整備や利活用を図るなど、地域ぐるみで田園・里山を守り・育むための取り組みを推進します。

(事業例)

- 耕作放棄地の再生・活用
- 地域で育む里山づくり
- 獣害に強い里山づくり
- 農地及び農業用施設の保全管理
- 中山間地域での農業生産活動への支援
- 森林や山村における多面的機能の発揮に係る対策の推進
- 農業の担い手支援の推進

### ③-2 田園・里山景観の活用

棚田をはじめ地域における田園・里山の景観を地域の魅力資源として捉え、それらを活用した地域づくりや観光の振興に取り組みます。

(事業例)

- 棚田地域の保全と活用
- 景観と食材を生かした地域づくり
- 「歩く・なら」観光の推進
- 景観資産登録制度の推進

#### ④都市景観の創造

##### <現状と課題>

市街地等では、派手な色彩などで目を引く建築物や屋外広告物の存在、街路樹の緑や歩行空間の不足、自転車の放置などが景観を阻害しており、また、幹線道路などの沿道では、派手な色彩のロードサイドショップが建ち並び、屋外広告物が氾濫し、全国どこにでもあるような雑然とした景観がみられ、地域の魅力を低下させています。

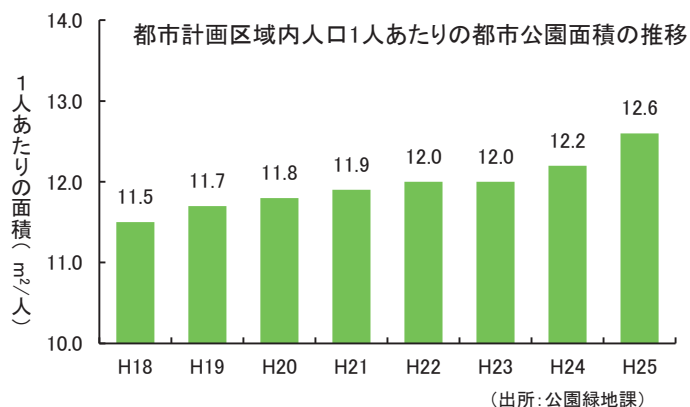
このような現状を踏まえ、都市の景観を阻害する要因を規制・誘導するとともに、国際的な歴史文化交流拠点を目指す奈良にふさわしい都市景観の創造に取り組む必要があります。

##### <目標>

おもてなしの心あふれる、奈良らしい美しく風格のある都市景観づくりを目指します。

##### <関連指標>

指標設定の趣旨	指標項目	現況値 H26	目標値 H32
都市景観の向上を評価する 指標として活用	都市計画区域内人口1人あたり都市公園面積	12.6 m <sup>2</sup> /人 (H25)	13.6 m <sup>2</sup> /人
	市街地等幹線道路の無電柱化率	8%	12% (H31)
	景観づくりのルールを締結する地区等の数	155 地区	179 地区
	馬見丘陵公園花サポーター(花緑ボランティア)登録者数	35 人/年	100 人/年



## ＜小施策・事業＞

### ④-1 都市・沿道景観の形成

まちの玄関口となる駅周辺の市街地や幹線道路などの沿道において、花壇・街路樹等による植栽整備や無電柱化などに取り組み、「おもてなし」の景観づくりを推進します。

また、幹線道路等の魅力動線化を図るため、市町村等との連携・協働により、景観の重要な構成要素となる屋外広告物の規制誘導や違反広告物への是正指導・除却などの対策を推進します。

(事業例)

- 幹線道路の屋外広告物対策
- 花緑による魅力動線づくり
- 景観住民協定の促進
- 景観に配慮した地域の特性にふさわしいまちづくりの推進
- 自治会・地域団体等が実施する道路維持管理活動への支援
- 奈良県景観計画による建築物の外観等についての規制・誘導
- 景観保全型広告整備地区の指定の推進
- 違反広告物の是正指導及び違反簡易広告物の除却
- 景観資産登録制度の推進

### ④-2 憩いのある緑の空間の創造

誰もが身近に親しめ、憩いとやすらぎを感じられるような緑の空間を形成するため、都市公園の整備や公共施設での緑化などに取り組みます。

(事業例)

- 都市公園の整備
- 公共施設等活用の花いっぱい運動
- 地域や各住戸での緑化の促進

### ④-3 緑を育てる仕組みづくり

「エコオフィス宣言」等による屋上・敷地内緑化を促進するとともに、緑化イベントの開催や様々な情報発信により、緑を育てる県民意識の醸成を図ります。

(事業例)

- 屋上緑化の促進
- 地域や各住戸での緑化の促進
- 地域の緑化活動に対する助成(緑の募金運動など)
- 花と緑を育てる県民意識の醸成(奈良県立都市公園緑化基金の活用)

#### ④-4 市街地内農地の活用

農地と調和した良好な都市環境を形成するため、生産緑地地区に指定された都市農地の保全や、耕作放棄地を活用した市民農園の整備促進に取り組みます。

(事業例)

- 生産緑地地区の保全
- 市民農園の活性化

#### ④-5 住民による景観美化運動の展開

落書きやごみのポイ捨てのない、きれいなまちづくりに向けて、県内各地での美化啓発・実践活動の促進を図ります。

(事業例)

- 県民参加型クリーンアップ運動の促進
- 地域住民等による道路・河川等の植栽・管理の促進

### ⑤自然景観の保全と再生

#### <現状と課題>

豊かな自然は、美しい景観を創出するとともに、人々の暮らしを支え、地域の産業を育みます。本県の特徴としては、自然公園の県土に占める割合が全国平均(14.4%)を上回る 17.2%であり、自然環境保全地域等と併せて県内の良好な自然環境の保全に寄与しています。また、トウヒやトガサワラ、オオヤマレンゲといった希少種のほか春日山原始林など貴重な自然が多く残されていますが、近年、立ち枯れやナラ枯れ等が見受けられることから、貴重な自然を後世に伝えるため、適切な自然再生を図る必要があります。

また、木材価格の低迷、林業従事者の減少等により、間伐等の施業が放置された人工林が増加しており、森林の持つ美しい自然景観の保全や、土砂災害防止機能の低下への対策が求められます。

#### <目標>

優れた自然の風景地を将来にわたって確保します。

#### <関連指標>

指標設定の趣旨	指標項目	現況値 H26	目標値 H32
自然景観を守る取り組みを評価する指標として活用	県土に占める自然公園面積の割合	17.2%	17.2%

## ＜小施策・事業＞

### ⑤-1 自然環境の保全

県土の 2 割を超える自然公園(17.2%)や自然環境保全地域等(3.4%)での一定の行為を規制するとともに、保全するための取り組みを推進します。

(事業例)

- 自然公園の保全
- 名勝や県自然環境保全地域の保全

### ⑤-2 自然環境の再生

春日山原始林をはじめ県内各地で発生している立ち枯れやナラ枯れの対策を図るとともに、自然環境の再生に向けて、森林における生態系の保護や野生動物による食害対策などの取り組みを推進します。

(事業例)

- 春日山原始林、大台ヶ原、吉野山桜樹林等の保護・再生
- ナラ枯れ対策
- 名勝(峡谷、山岳等)の保護の推進
- 美しい水辺景観と周辺環境の保全

### ⑤-3 機能区分に応じた適切な森林の整備・保全

森林・山岳は、本県の特徴である力強く伸びやかな自然景観を構成する重要な要素であり、かつ水源かん養機能や生物多様性の保全など多面的な機能を有しています。これらの多面的機能を発揮させるため、施業放置林の間伐や環境保全林の整備促進、地域住民等との連携・協働による森林の整備などの取り組みを推進します。

(事業例)

- 施業放置林・環境保全林の整備促進
- 地域が育む里山づくりの推進



## (2) 清流の保全と復活

### 【施策の方向】

人々の暮らしや多様な動植物の生命の源である「清らかで豊かな水」を守り、育むため、生活排水の浄化等による水質の維持・改善に、保水・利水等の視点を加えた「健全な水循環の構築」を目指して、施策の総合的な展開を図ります。また、やすらぎと和らぎを感じることのできる水辺の空間づくりとして、地域で守り再生させる取り組みも促進します。重点的な取り組みとして、大和川の水質の全国ワースト上位ランキングからの脱却を図ります。そのため、大和川の水質を、人々の暮らしや産業活動のあり方がそのまま連動して表れてくる“地域の環境を映す鏡”として捉え、上流域から中・下流域における多様な主体による広域的なネットワークにより、水質の改善に一層重点的に取り組むとともに、きれいな水辺環境づくりを目指します。

### 【現況・目標値(指標設定による評価)】

指標設定の趣旨	指標項目	現況値 H26	目標値 H32	小施策	
清らかで安全な水環境を評価する指標として活用	水系毎の環境基準達成率 (達成箇所数/測定箇所数)	大和川水系	85.7%(18/21)	100%	水質の維持・改善
		淀川水系	85.7%(24/28)	100%	
		紀の川水系	80.0%(4/5)	100%	
		新宮川水系	100%(10/10)	100%	
生活排水対策の進捗を評価する指標として活用	汚水処理人口普及率	87.5%	92.0%		
	下水汚泥エネルギー化率	21%	38% (H31)		
水源の保水能力を評価する指標として活用	水源かん養保安林の面積	63,243 ha	67,334 ha	水量の確保と保水力の維持・向上	

【施策・事業の概要】

①水質の維持・改善

＜現状と課題＞

水質の汚濁状況を示すBOD値の経年変化を見ると、大和川以外の3水系(紀の川、淀川、新宮川)については概ね良好な水質状況になっています。大和川の水質については、本川のBOD値が環境基準を満たすところまで改善されてきましたが、全国の河川と比較すると、なおワーストランキングの上位にあり、さらなる取り組みが必要です。また、奈良県を代表する清流として広く県民や来訪者に親しまれている吉野川においても、近年、カビ臭が発生するなど、清流復活に向けた取り組みが求められています。

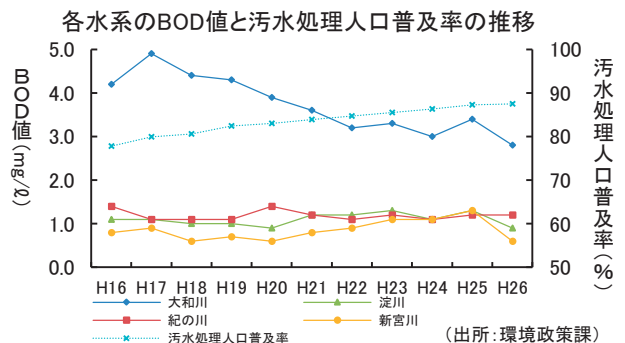
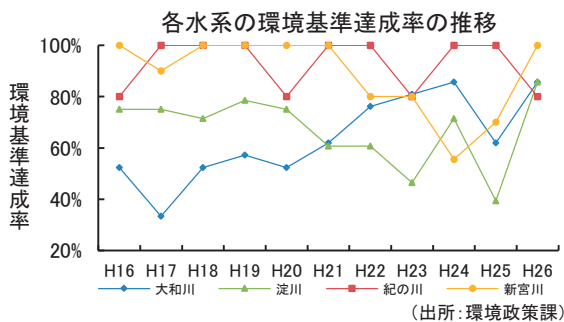
河川水質汚濁の主要な要因は日常生活における生活排水ですが、污水处理人口普及率は平成26年度87.5%と全国平均(89.5%)を下回っています。このため、下水道整備や合併浄化槽の設置促進等の生活排水対策を一層推進することが重要です。また水質の状況を支川毎に見ると、水質改善が進んでいない河川があり、支川毎、市町村毎のきめ細やかな取り組みを進めていく必要があります。工場・事業場等からの排水についても引き続き規制・指導に努める必要があります。

＜目標＞

県内4水系(大和川水系、淀川水系、紀の川水系、新宮川水系)の全測定箇所(64箇所)において、環境基準値(BOD値)を達成します。

＜関連指標＞

指標設定の趣旨	指標項目	現況値 H26	目標値 H32
清らかで安全な水環境を評価する指標として活用	大和川水系	85.7% (18/21)	100%
	淀川水系	85.7% (24/28)	100%
	紀の川水系	80.0% (4/5)	100%
	新宮川水系	100% (10/10)	100%
生活排水対策の進捗を評価する指標として活用	污水处理人口普及率	87.5%	92.0%
	下水污泥エネルギー化率	21%	38% (H31)



## ＜小施策・事業＞

### ①-1 生活排水対策の推進

河川の水質汚濁の主要因である家庭からの生活排水対策を推進するため、下水道、合併浄化槽などの整備や下水汚泥の減量化に取り組むとともに、下水道接続や合併浄化槽の適正な維持管理を促進します。また、汚いものを流さない習慣や河川空間を汚さない行動を定着させるため、イベント等を通じた県民意識の醸成にも取り組みます。

(事業例)

- 公共下水道整備・接続促進
- 合併浄化槽の整備・適正な維持管理の促進
- 下水処理施設の汚泥の減量化とエネルギー活用
- 環境イベント等の実施

### ①-2 大和川の水質改善

水質汚濁の原因の約 73%が家庭からの生活排水である大和川の水質改善を図るため、生活排水対策はもとより、大和川水質マップによる水質情報の発信や環境関連イベント等を通して、県民一人ひとりの大和川をきれいにするという意識を更に醸成するとともに、多様な主体による広域的なネットワークによる取り組みを促進します。

(事業例)

- 公共下水道整備・接続促進
- 合併浄化槽の整備・適正な維持管理の促進
- 多様な主体による広域ネットワークの促進
- 各支川等の「水質の見える化マップ」による啓発
- 環境イベント等の実施

### ①-3 清流吉野川の保全

清流として県民に親しまれている吉野川の水質を良好な状態に維持するため、引き続き、下水道整備等の生活排水対策を推進するとともに、吉野川の自然や清流を守るための啓発活動を継続的に実施します。

(事業例)

- 市町村等と連携した啓発イベントや環境教育の実施
- 公共下水道整備・接続促進
- 合併浄化槽の整備・適正な維持管理の促進

### ①-4 流域・地域と連携した水質保全対策の推進

流域全体の水質保全を図るため、国・市町村等と連携した計画的な河川・湖沼・地下水の水質監視を実施するとともに、流域住民や NPO と連携・協働した河川の巡視・清掃を実施します。

(事業例)

- 国・市町村等と連携した水質監視
- 河川パトロールによる異常水質等への対応
- 地域住民等と連携した河川清掃

### ①-5 工場・事業場等の排水対策の推進

水質汚濁を未然に防止するため、水質汚濁防止法、及び奈良県生活環境保全条例に基づき工場・事業場等からの排水についての監視、指導を行うとともに、家畜事業場・ゴルフ場については、家畜排せつ物の管理の適正化および利用の促進に関する法律、奈良県ゴルフ場農薬使用指導要綱に基づき、適正な指導を行います。また、農薬取扱者に対しては、農薬に起因する環境汚染を防止するために適正な農薬の使用について周知・徹底します。

(事業例)

- 工場・事業場等への立入検査
- 農薬・化学肥料の適正使用の普及啓発
- 家畜排せつ物の適正管理の促進
- ゴルフ場における農薬の適正使用等の指導・監視

### ②水量の確保と保水力の維持・向上

#### <現状と課題>

大和平野では、降水量が少ないうえに、大和川水系の保水能力が低いことから、ダムやため池を活用しながら、吉野川の水を導水して利用していますが、近年、森林の荒廃、耕作放棄地の増加、ため池の機能低下等により、森林の水源かん養機能や農地・ため池の保水機能の低下が進んでいます。

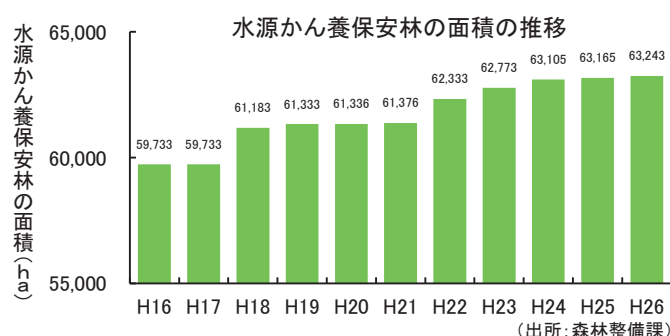
河川の水量維持は、水質や景観の悪化、水辺の生態系への悪影響を防ぐためにも重要であることから、流域全体で保水力を高め河川の一定水量を確保するとともに、例えば、農業用水の一部を河川の環境用水として利用することを検討・促進することが必要です。

#### <目標>

流域全体での保水力を向上させ、河川を流れる水量を確保します。

#### <関連指標>

指標設定の趣旨	指標項目	現況値 H26	目標値 H32
水源の保水能力を評価する指標として活用	水源かん養保安林の面積	63,243 ha	67,334 ha



## ＜小施策・事業＞

### ②-1 森林の保水機能の維持・回復

森林の有する水質浄化や水量調整などの水源かん養機能を向上させ、良質な水の安定的な供給を図るため、施業放置林の強度間伐等を実施するなど、健全な森林づくりを進めます。

(事業例)

- 施業放置林・環境保全林の整備促進

### ②-2 都市・農村における保水力の向上

都市・農村での保水力の向上を図るため、耕作放棄地の発生防止・解消、老朽化の進んだため池の改修や多目的活用の促進、流域での雨水貯留浸透施設の整備などを推進します。

(事業例)

- ため池の多面的機能の活用
- 農地の保水機能の保全
- 雨水貯留浸透施設の整備
- 透水性舗装の推進
- 農業の担い手支援の推進
- 耕作放棄地の再生・利用の推進

### ②-3 環境用水の導入検討・促進

河川の水量不足による水質や景観の悪化、水辺の生態系への悪影響を改善するため、農業用水の一部を環境用水として利用することを検討・促進します。

(事業例)

- 農業用水等の利活用の検討・促進

### ②-4 瀬切れ対策の推進

吉野川で発生していた瀬切れは、平成 23 年度以降発生していませんが、引き続き、国、県、地元自治体及び関係機関の連携により、監視・対策を継続します。

(事業例)

- 吉野川の瀬切れの監視・対策

### ②-5 ダムの弾力的運用

吉野川における水量確保のため、段階的な放流の実施などダムの弾力的運用を国に働きかけます。また、国、県及び関係機関等の連携により、吉野川流域の治水、利水、環境に関する諸課題について検討を進めます。

(事業例)

- 吉野川の水量確保対策

### ③やすらぎの水辺空間の整備

#### <現状と課題>

豊かな水辺空間は、人々の暮らしの中で身近な存在でありました。この暮らしと水辺との関わりが、都市化のなかで薄らぎ、喪失されてきていることから、水辺空間のあり方を見直し、水辺の持つ癒しなどの様々な機能をまちづくりに活かしていくことが求められます。

また、水辺の多様な生物が生息・生育できるように多自然型の河川環境づくりに努める必要があります。

#### <目標>

憩いとやすらぎを感じることができる水辺空間づくりを進めます。

#### <小施策・事業>

##### ③-1 川辺のまちづくり

地域と行政の積極的な連携と河川周辺の施設間の連携を図りながら、河川空間が持つ癒しなどの様々な機能をまちづくりに活かすことで、地域コミュニティの再生や子供から高齢者までがいいききと暮らせる川辺のまちづくりを推進します。

(事業例)

- 地域住民等と連携した河川空間を軸としたまちづくりの促進
- 地域住民等による河川等の植栽や管理

##### ③-2 守水による里川づくり

「奈良県山の日・川の日」を啓発し、河川愛護の意識の醸成を図りながら、地域住民等による自主的・主体的な植栽整備や河川清掃・草刈り等を通して、アダプト活動による里川の再生に取り組めます。

(事業例)

- 地域住民等との協働による河川空間の植栽、清掃等の促進
- 「奈良県山の日・川の日」など環境イベント等の実施

##### ③-3 自然に配慮した河川整備

多様な生物が生息・生育できるように、自然の川の流れを基本とした多自然型の河川整備を進めるとともに、やすらぎを感じられる河川空間を形成するため、花壇整備や花木の植栽等に取り組めます。

(事業例)

- 瀬や淵など自然な流れを基本とした河川整備

### **③-4 多様な生物が見られる水辺づくり**

水辺の多様な生物が生息・生育できるように、また、水辺の生物と人とがふれあうことができるように、人と自然が共生できる水辺づくりを進めます。

(事業例)

- 水辺や護岸の緑化等による多自然型の河川環境づくり
- ホタルの飛翔情報の提供

### (3) 低炭素社会の実現

#### 【施策の方向】

自然災害だけでなく、人々の健康や生態系などにも影響を及ぼす地球温暖化対策として、県内温室効果ガス排出量の約 95%を占める二酸化炭素の排出削減対策が重要な課題となっています。そのため、熱エネルギーや未利用エネルギーなどの再生可能エネルギーのさらなる利活用を図るとともに省エネ・節電スタイルの推進・定着を促します。また、森林面積が県土面積の約 8割を占める本県の特徴を活かし、二酸化炭素の吸収源となる森林の整備・保全に取り組むことにより、産業の活性化を図り、持続可能な地域づくりを促進します。

#### 【現況・目標値(指標設定による評価)】

指標設定の趣旨	指標項目	現況値 H26	目標値 H32	小施策
温室効果ガスの削減対策の進捗を評価する指標として活用	温室効果ガス排出削減率 (現況値の基準年:H17) (目標値の基準年:H25)	6.9%増 (H25)	30.9%減 (H42)	温室効果ガスの排出削減
	森林環境教育指導者養成研修受講者数	2,895 人	4,500 人	
	ストップ温暖化推進員の委嘱者数	177 人	250 人	
省エネ・節電の取り組みの進捗を評価する指標として活用	年間電力使用量低減率 (基準年:H26)	—	3.5% (H30)	
再生可能エネルギー導入の進捗を評価する指標として活用	再生可能エネルギー導入量	240,954 kW	385,526 kW (H30)	
	木質バイオマスエネルギー利用量	18,729 t	40,000 t	
二酸化炭素吸収源となる森林整備の進捗を評価する指標として活用	施業放置林における強度間伐の面積	7,510 ha	12,000 ha	二酸化炭素吸収源の整備
	県民等の募金による植樹の本数	8,197 本	8,900 本	



## ①温室効果ガスの排出削減

### <現状と課題>

人間活動の拡大に伴い、二酸化炭素等の温室効果ガスが大量に大気中に排出されるようになり、地球全体の温度が上昇しています。

本県における 2013 (H25) 年度の温室効果ガス排出量は 7,884 千 t であり、2005 (H17) 年度の 7,375 千 t より増加しています。また経済成長率にもよりますが、今後、温室効果ガスの排出削減に向けた追加的な対策を講じなかった場合、本県の温室効果ガスは増加し続け、2030 (H42) 年度 8,214 千 t となることが予想されます。

部門別に見た本県の排出状況(エネルギー起源二酸化炭素排出量)は、2013 (H25) 年度時点で家庭部門が 29%と一番高く、次に運輸部門が 25%、産業部門が 24%、業務部門が 22%となっています。本県の特徴としては、全国と比べて家庭部門(全国割合 18%)と運輸部門(全国割合 20%)の割合が高く、産業部門の割合が低い(全国割合 38%)状況です。

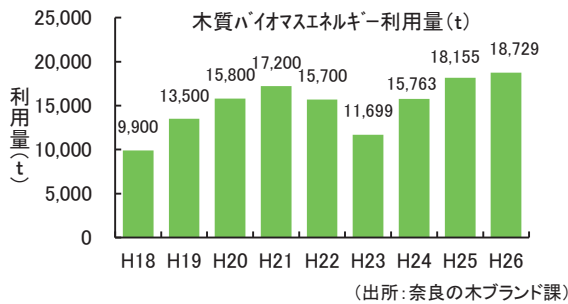
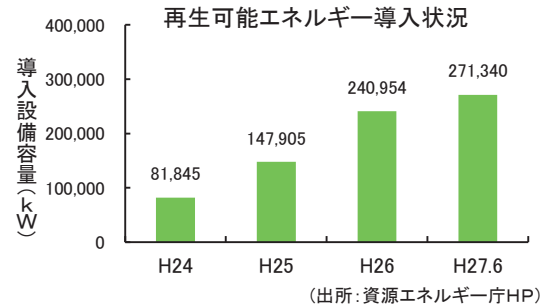
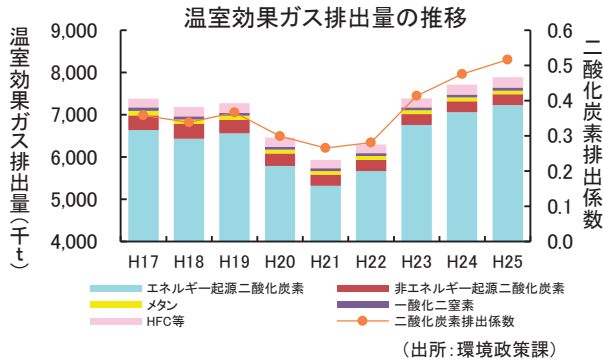
温室効果ガスの約 95%は二酸化炭素であり、二酸化炭素の排出削減が地球温暖化防止の大きな柱となります。特に本県は個人の消費志向や行動意識に大きく依存する家庭部門・運輸部門における二酸化炭素排出割合が高いため、県民の意識を大きく変えていくことが重要です。また、部門毎の二酸化炭素排出の要因を分析したうえで、部門別に本県に適した施策を展開していく必要もあります。

### <目標>

温室効果ガスの排出削減に向け、県民・事業者・行政が一体となって取り組む社会を目指します。

### <関連指標>

指標設定の趣旨	指標項目	現況値 H26	目標値 H32
温室効果ガスの削減対策の進捗を評価する指標として活用	温室効果ガス排出削減率 (現況値の基準年: H17) (目標値の基準年: H25)	6.9%増 (H25)	30.9%減 (H42)
	森林環境教育指導者養成研修受講者数	2,895 人	4,500 人
	ストップ温暖化推進員の委嘱者数	177 人	250 人
省エネ・節電の取り組みの進捗を評価する指標として活用	年間電力使用量低減率 (基準年: H26)	—	3.5% (H30)
再生可能エネルギー導入の進捗を評価する指標として活用	再生可能エネルギー導入量	240,954 kW	385,526 kW (H30)
	木質バイオマスエネルギー利用量	18,729 t	40,000 t



## <小施策・事業>

### ①-1 省エネ・節電等の推進

省エネ・節電の実践を促進するため、奈良県地球温暖化防止活動推進センター等による普及啓発活動を通して、家庭での意識の醸成を図るとともに、事業所等に対しては二酸化炭素削減に関する専門家の派遣や省エネ設備導入の支援を図ります。また、県全体で節電の取り組みが一層浸透するよう、奈良県節電協議会(平成 23 年7月設立)による「奈良の節電スタイル」の取り組みを継続的に推進します。

(事業例)

- 「奈良の節電スタイル」の推進
- 奈良県地球温暖化防止活動推進センターや奈良県環境県民フォーラムによる啓発活動
- CO<sub>2</sub> 排出量の「見える化」による啓発(奈良の環境家計簿など)
- 省エネ・節電対策への支援
- 県域水道ファシリティマネジメントの推進
- 県有施設における省エネ・省 CO<sub>2</sub> 機器・材料の調達
- 事業所等への専門家派遣による省エネ・節電の促進
- 環境にやさしい買物キャンペーン
- ストップ温暖化推進員の養成
- 環境アドバイザーの派遣
- 低炭素型住宅の普及

### **①-2 再生可能エネルギーの活用**

本県の地勢条件や資源等をできる限り活用して、太陽光や木質バイオマス、小水力等の多様な再生可能エネルギーの導入を促進します。また、太陽光発電と蓄電池等との組み合わせによるエネルギーの高度利活用を促進します。

(事業例)

- 木質バイオマスエネルギー等、再生可能エネルギーの導入促進
- 家庭・事業所等の自立分散型エネルギーの導入促進
- 小水力発電の導入促進
- 熱エネルギーの利活用推進
- 公共施設等におけるエネルギー確保体制の整備促進
- 再生可能エネルギーを活用する中小企業向け融資制度の実施
- 地域におけるエネルギー確保体制の整備促進
- エネルギー・環境技術関連企業をはじめとした企業誘致活動の実施
- 再生可能エネルギーを活用した地域の取り組みへの支援

### **①-3 フロン対策等の推進**

家電や自動車エアコンからのフロン類の回収の徹底や、フロン類充填・回収業者の登録及び指導、ユーザーによるフロン類使用機器の維持管理等の徹底を図ります。

(事業例)

- フロン類の適正な管理・回収・破壊の促進
- 家電リサイクル法の適切な運用及び普及啓発
- 自動車リサイクル法の適切な運用及び普及啓発

### **①-4 自動車等の移動発生源対策**

自動車等の移動発生源からの温室効果ガス排出削減を図るため、エコカーの導入を促進するとともに、公共交通機関や自転車の利用促進、交通管制システムの高度化等の交通円滑化対策による道路交通の渋滞解消などに取り組みます。また、農業等の地産地消を促進することにより、輸送に伴い発生する二酸化炭素排出量の削減を図ります。

(事業例)

- エコカーの導入促進
- 電気自動車等の導入促進
- 移動ニーズに対応する公共交通の維持確保及び利用促進
- 広域自転車道整備等による自転車利用促進
- 交通円滑化対策の推進
- 農業等の地産地消の推進
- エコドライブの推進

## ②二酸化炭素吸収源の整備

### <現状と課題>

森林はその成長の過程で、大気中の二酸化炭素を吸収し、幹や枝等に長期間にわたって蓄積するなど、二酸化炭素の吸収・貯蔵庫として重要な役割を担っています。しかし、山村地域における過疎・高齢化の進行、木材価格の低迷等により、手入れの行き届かない森林の増加が問題となっています。

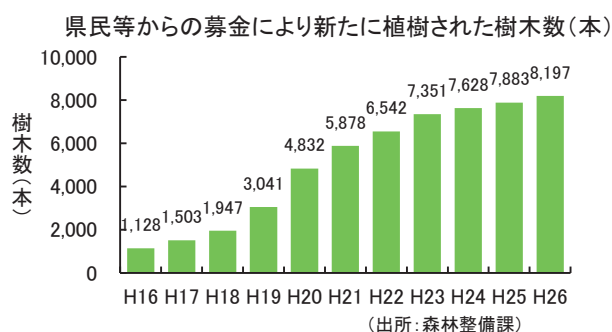
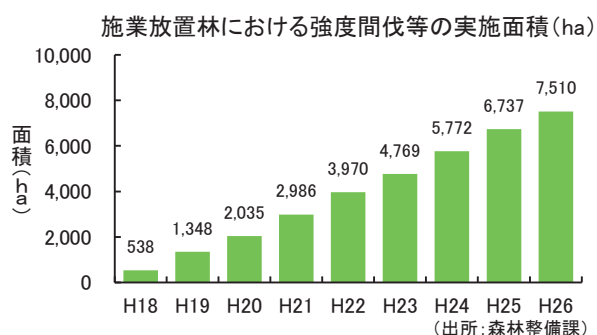
森林の荒廃は、森林の持つ二酸化炭素の吸収機能を低下させることから、森林面積が県土面積の約8割を占める本県において、今後、適切な森林管理により二酸化炭素の吸収源を確保し、地球温暖化防止に積極的に貢献していくことが求められます。

### <目標>

森林の適切な整備・利用等が進み、森林による二酸化炭素吸収量が増加している姿を目指します。

### <関連指標>

指標設定の趣旨	指標項目	現況値 H26	目標値 H32
二酸化炭素吸収源となる森林整備の進捗を評価する指標として活用	施業放置林における強度間伐の面積	7,510 ha	12,000 ha
	県民等の募金による植樹の本数	8,197 本	8,900 本



## ＜小施策・事業＞

### ②-1 健全な森林の整備

森林が有する二酸化炭素吸収等の多面的機能を持続的に発揮させるため、施業放置林の強度間伐や県産材の利用を促進します。

（事業例）

- 施業放置林・環境保全林の整備促進
- 県産材の利用促進
- 森林環境教育の指導者養成
- 森林管理の基盤となる林道整備の推進

### ②-2 保安林等の適正な管理と保全

保安林等が持つ二酸化炭素吸収機能の維持・向上を図るため、荒廃した保安林の計画的な整備及び指定など、保安林制度の円滑・適切な運用に努めます。

（事業例）

- 保安林制度の適切な運用
- 施業放置林・環境保全林の整備促進

### ②-3 県産材需要の拡大

森林が吸収した二酸化炭素は、木材として利用することで固定され続けることから、住宅資材等への県産材の利用促進に取り組みます。

（事業例）

- 「奈良県地域材認証制度」による県産材の需要拡大
- 一般住宅での県産材の利用促進
- 公共施設等の木質化の促進
- 公共事業への間伐材等の利用促進

### ③顕在化する地球温暖化への適応

#### <現状と課題>

県内での地球温暖化の影響と考えられる様々な事象について、情報収集や現状分析を行うとともに、関係機関等と情報を共有しながら、気候変動の影響への対策を検討・促進します。

#### <目標>

県内事象をもとに温暖化への適応策を検討・促進します。

#### <小施策・事業>

##### ③-1 温暖化の影響と考えられる県内事象の調査研究

温暖化の影響と考えられる様々な事象(土砂災害、農作物の品質低下、熱中症・感染症の発生など)について、専門的な観点から情報収集と現状分析を行います。

(事業例)

- 土砂災害、農作物被害、熱中症、感染症などの情報収集・研究

##### ③-2 各分野における適応策の検討促進

県内事象等にかかる調査研究成果をもとに、本県における気候変動の影響への適応策の研究に取り組みます。

(事業例)

- 県内事象の調査研究を踏まえた適応策の検討

#### (4)循環型社会の構築

##### 【施策の方向】

「ものを大切にする」意識をさらに醸成しながら、廃棄物対策の取り組みを通して、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減される循環型社会の構築を目指します。また、ごみを減らすことは、地域の生活環境だけでなく、景観や地球温暖化対策、生物多様性の保全など様々な環境課題に貢献できるものであり、「きれいに暮らす奈良県スタイル」構築のベースとなることから、県民一人ひとりが日々の暮らしのなかで資源やエネルギーを大切にする「環境に配慮したライフスタイル」の促進を図ります。重点的な取り組みとして、これまで県と市町村が連携して推進してきた奈良モデルによる「ごみ処理の広域化」の取り組みを継続・発展させながら、本県の地域特性に適した3R(リデュース・リユース・リサイクル)等を促進することにより、さらなる「ごみの減量化」に向けて、県民をはじめ多様な主体による積極的な実践活動の普及・拡大を図ります。

##### 【現況・目標値(指標設定による評価)】

指標設定の趣旨	指標項目		現況値	目標値	小施策
			H25	H29	
ごみの減量化を評価する指標として活用	ごみの排出量	一人1日あたりのごみの排出量(一廃)	918 g/人・日	870 g/人・日	廃棄物の排出抑制の促進
		産業廃棄物排出量	1,539 千 t (H22)	1,560 千 t	
	リサイクル率	一般廃棄物	13.1%	25.0%	廃棄物の循環的利用の促進
		産業廃棄物	48.3% (H22)	48.0%	

※この目標値は、平成29年度に策定する県廃棄物処理計画により見直す予定です。